

議案第22号

南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和8年3月23日提出

南丹市長 西村 良平

南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例(平成18年南丹市条例第21号)の一部を次のように改正する。

現行			改正後(案)		
(設置) 第1条 南丹市公の施設を次のとおり設置する。			(設置) 第1条 南丹市公の施設を次のとおり設置する。		
区分	名称	所在地	区分	名称	所在地
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
公園 施設	(略)	(略)	公園 施設	(略)	(略)
	<u>南丹市園部木崎町</u> 公園	南丹市園部町木崎町下 ヲサ40番地外		<u>桐ノ庄郷ふれあい</u> 公園	南丹市園部町木崎町下 ヲサ40番地外
	<u>南丹市園部城南町</u> 公園	南丹市園部町城南町才 ノ口17番地外		<u>大村ふれあい公園</u> _____	南丹市園部町城南町才 ノ口17番地外
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(南丹市都市公園条例の一部改正)

2 南丹市都市公園条例（平成18年南丹市条例第201号）の一部を次のように改正する。

現行			改正後（案）		
別表第1（第3条の5、第8条、第18条、第25条関係） (1) 南丹市が設置する都市公園			別表第1（第3条の5、第8条、第18条、第25条関係） (1) 南丹市が設置する都市公園		
番号	名称	位置	番号	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2	<u>南丹市園部木崎町公園</u>	南丹市園部町木崎町下 ヲサ40番地外	2	<u>桐ノ庄郷ふれあい公園</u>	南丹市園部町木崎町下 ヲサ40番地外
3	<u>南丹市園部城南町公園</u>	南丹市園部町城南町才 ノ口17番地外	3	<u>大村ふれあい公園</u>	南丹市園部町城南町才 ノ口17番地外
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 改正部分は、下線の部分である。